

公益財団法人神奈川県スポーツ協会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会（以下「本会」という。）の広報印刷物、WEBページ等の広報媒体として活用し、企業・団体等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体の種類)

第2条 本会の広報媒体の種類は次のとおりとする。

- (1) 本会が発行する印刷物
- (2) 本会が管理するホームページ
- (3) その他の広報媒体

(広告の範囲等)

第3条 本会の広報媒体として掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はその恐れのあるもの。
- (3) 人権侵害、差別、名誉棄損となるもの又はその恐れのあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 意見広告及び個人氏名の宣伝に係るもの。
- (7) 美観風致を害する恐れのあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与える恐れのあるもの。
- (9) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項に規定する風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種に係るもの。
- (11) 異性紹介事業に係るもの。
- (12) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの。
- (13) 債権取立て、示談引受けに関するもの。
- (14) たばこに係るもの（禁煙啓発及びたばこの健康被害に係るものを除く。）。
- (15) ギャンブルに係るもの（宝くじ、スポーツ振興くじ、公営競技は除く。）。
- (16) 比較広告、懸賞広告に係るもの。
- (17) 法律に定めのない医業類似行為に係るもの。
- (18) 占い・運勢判断に係るもの。
- (19) 興信所・探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの。
- (20) 性的・暴力的な描写を含むもの。
- (21) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はその恐れのあるもの。
- (22) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその恐れのあるもの。
- (23) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制その他これらに準ずる広告に関する業界の規制に違反するもの又はその恐れのあるもの。
- (24) 当該広告の内容について、本会が推奨しているかのような誤解を与える恐れのあるもの。
- (25) その他広告として表示することが適当でないとして本会が判断したもの。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告対象団体)

第6条 広告を掲載できる者は、原則県内の企業・団体とする。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び掲載料は、当該広告媒体ごとに別途定める。

(広告掲載の決定)

第8条 申し込みがあった場合には、本会において広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載へ希望する企業・団体へ通知する。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載決定後、本会が指定する期日までに、一括後納するものとする。ただし、本会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第10条 本会は次の各号に該当する場合、掲載の取り消しをすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入されないとき。
- (2) 申込内容に虚偽記載があったとき又は承諾した広告内容と異なるとき。
- (3) 広告主が神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 広告主が法令違反する等、広告主として相応しくないと本会が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により、本会に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない

(協議)

第12条 この要綱に定めていない事項について疑義が生じた場合は、本会と広告主が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。